

令和4年9月22日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和4年度9月期）

総務省は、令和4年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を
9月22日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

24,565百万円

2 現金交付

令和4年9月29日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原課長補佐・齋野

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和４年度交通安全対策特別交付金
(９月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市 町 村 分
1 北海道	581	549
2 青 森	162	80
3 岩 手	177	88
4 宮 城	203	224
5 秋 田	138	68
6 山 形	174	87
7 福 島	250	122
8 茨 城	343	172
9 栃 木	247	124
10 群 馬	395	197
11 埼 玉	778	525
12 千 葉	646	423
13 東 京	1,448	723
14 神奈川	663	930
15 新 潟	199	195
16 富 山	131	65
17 石 川	135	67
18 福 井	83	41
19 山 梨	108	53
20 長 野	299	144
21 岐 阜	215	107
22 静 岡	554	586
23 愛 知	902	766
24 三 重	186	93
25 滋 賀	156	78
26 京 都	171	213
27 大 阪	864	867
28 兵 庫	656	515
29 奈 良	153	73
30 和歌山	95	45
31 鳥 取	62	29
32 島 根	86	43
33 岡 山	185	189
34 広 島	229	230
35 山 口	154	77
36 徳 島	109	54
37 香 川	145	72
38 愛 媛	150	75
39 高 知	85	40
40 福 岡	613	684
41 佐 賀	154	77
42 長 崎	160	80
43 熊 本	149	163
44 大 分	155	77
45 宮 崎	216	107
46 鹿児島	238	118
47 沖 縄	154	75
合 計	14,155	10,410

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。))。

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

